

借地権 S63-13-1 《#307》

【問】正誤をつけよ。

借地借家法にいう借地権とは、建物の所有を目的とする土地賃借権をいう。

《ポイント》 借地権の定義

借地権とは、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。(借地法 2 条 1 号参考)

★ 借地権

- ① 建物の所有を目的
- ② 地上権、土地の賃借権

《補足》

★ 平置きの駐車場や資材置き場として、土地を賃借する場合、借地権とはならない。

⇒ 民法の知識で答える

【答え】誤り